

社会福祉法人の法人監査及び施設監査の実施に当たっては、監査を実施する行政庁が関係する行政庁と必要な連携を図る必要があるが、社会福祉法人が行う各事業の違反等について、以下の連携を実施するものとする。

- ① 事業の運営に関する違反のうち、(a)社会福祉関係法令の違反であり処分が行われたもの、(b)処分に至っていないが将来的に処分の対象となりうる程度の著しい違反又は処分に至らない程度の違反のうち、施設所管庁において情報提供が必要と判断するもの(利用者の適切な処遇若しくは安全の確保が困難になる場合、補助金等の不正な申請若しくは使用がある場合)について、所轄庁及び施設所管庁に情報提供。
- ② 法人の運営に関する違反のうち、法人の契約又は金銭等の授受に関する著しい違反等について、当該法人の施設所管庁に情報提供。

